

## 特定建築物の定期報告の状況等を公表します

建築物の適正な管理を促すとともに、定期報告の実効性を高めることで、市民が安全で安心に暮らせるまちづくりに寄与することを目的として、「前橋市特定建築物定期報告の状況等の公表実施要綱」を制定しました。このことに伴い、令和6年度から特定建築物定期報告の状況等の公表を開始します。

- 公表開始 令和6年度（詳細の日付は調整中）
- 制度概要 建築基準法において、利用者等の安全を確保することを目的として、多数の人が利用する建築物の敷地や構造、設備について、状況を定期的に調査して特定行政庁に報告することが義務付けられています。この報告を「定期報告」と呼称しています。これまで、定期報告の報告状況の公表は行っていませんでしたが、定期報告制度について広く周知するとともに、所有者、管理者等の施設に対する安全管理意識の向上を図ることを目的とし、公表を開始することとします。  
定期報告の対象となる建築物（以下、特定建築物）の用途及び規模、提出時期は別添資料をご覧ください。
- 公表内容 特定建築物の名称、所在地、用途、対象年度における定期報告の有無、次回報告の年度

本件に関するお問い合わせ先

建築指導課 審査監察係

電話 直通 / 027-898-6753